

建設キャリアアップシステム活用工事の運用について

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげるための仕組みである。

CCUSを活用する工事については、カードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、設計変更時に支出実績に基づき、現場管理費として費用を計上する。

1 用語の定義

①カードリーダー

CCUSに対応したICカードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

2 費用の計上

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、支出実績に基づき費用を計上する。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、支出実績に基づき費用を計上する。費用の計上は、原則として、1工事あたり1台とし、当該工事の契約締結日以降に新たに購入したものに限り。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、受注者の負担とする。また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）の購入費用や通信費は受注者の負担とする。

【カードリーダー、顔認証カメラ、顔認証型リーダーの費用】

現場で使用する OS	計上費用
Windows	10,000 円/1 台（税抜）を上限
iOS	30,000 円/1 台（税抜）を上限

※ 原則、1工事あたり1台とする。

※ 当該工事の契約締結日以降に新たに購入したものに限り。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、費用を計上する。

なお、現場でカードタッチを失念した場合の事後補正については、一般財団法人建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。また、システム登録料及び管理者ID利用料は受注者の負担とする。

【現場利用料】

就業履歴回数	料 金
1 回	10 円（税込）

※ 現場に入場する人日単位で課金。

※ 就業履歴回数とは、就業履歴情報の登録回数。

3 支出実績の確認方法

①カードリーダー設置

当該工事の契約締結日以降に新たに購入したことが分かる領収書等のコピーを監督員へ提出する。

②現場利用料（カードタッチ費用）

システムから出力した帳票「2-4 就業履歴一覧（月別カレンダー）」を、監督員へ提出する。また、「現場利用料明細」を出力し確認する方法もあるが、当帳票は、該当月の翌月の第一営業日以降に出力が可能となる。

（出力手順）

CCUS現場運用マニュアル（一般財団法人 建設業振興基金）の掲載ページ

- ・帳票「2-4 就業履歴一覧（月別カレンダー）」：第8章 P22～
- ・「現場利用料明細」：第9章 P11

4 適用

本通知は、令和4年4月1日以降に契約する工事から適用する。